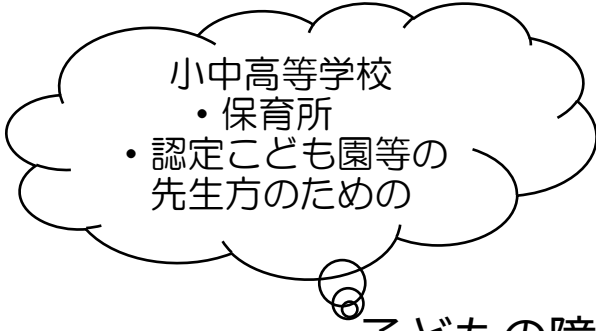




小中高等学校
・ 保育所
・ 認定こども園等の
先生方のための

子どもの障がいや

発達課題に関する相談機関一覧

会津若松市地域自立支援協議会
令和6年5月 改訂版

■■■■ 目次 ■■■■

1 先生方や、保護者からの相談に応じることができる機関と、その役割	
1. 会津若松市家庭児童相談室（会津若松市 こども家庭課内）	1
2. 会津若松市教育相談室（会津若松市教育委員会 学校教育課内）	2
3. 地域支援センターあいづ（会津支援学校内）	2
4. 地域支援センターみみらんど會津（聴覚支援学校会津校内）	3
5. 地域支援センター「あいづっこ」（会津支援学校竹田校内）	4
6. 児童発達支援センターゆめみっこ	4
7. 会津通園訓練センターたんぼぼ園（児童発達支援センター）	5
2 保健・医療に関する相談機関と、その役割	
1. 市の保健師	6
2. 発達障がいに関する診療・診断を行うことができる医療機関	7
3 福祉サービスの利用に関する他の、障がいについての相談機関	
1. 障がい者総合相談窓口	7
2. 地域障がい相談窓口	8
4 障がい福祉サービスの利用に関する相談機関	
1. 障害児相談支援事業所	9
2. 障がいや、発達に課題のある子どもが受けられる主なサービス	10
5 児童相談所	
1. 福島県会津児童相談所	12
6 福祉関係機関の方に知っていただきたい、教育分野の相談機関	
1. 特別支援教育コーディネーター	13
2. スクールソーシャルワーカー	14
3. スクールカウンセラー	14
7 子どものひきこもりに関する相談機関	
1. 福島県ひきこもり支援センター	15
2. ユースプレイス（ひきこもり自立支援事業）	16
3. ひきこもり家族教室	16
8 将来の就労に関する相談機関	
1. ふろんていあ（障がい者就業・生活支援センター）	17
2. ハローワーク	17
3. テクノアカデミー会津（障がい者委託訓練）	18
4. 会津地域若者サポートステーション	18
9 就労に関する障がい福祉サービス	
1. 就労に関して受けることができる主なサービス	19

学校（小中高等学校・特別支援学校）、保育所、認定こども園等の先生方に知っていただきたい「子どもの障がいや発達課題に関する相談機関一覧」

1. 先生方や、保護者からの相談に応じることができる機関と、その役割

1. 会津若松市家庭児童相談室（会津若松市こども家庭課内）

“市の家庭相談員が、電話相談、来庁による相談に応じます。お子さんの発達等に関するご相談の場合、保育園、認定こども園、学校（小中高等学校・特別支援学校）、こどもクラブ等を訪問して、相談、助言を行います。”

※お子さんの障がいの有無は問いません。

【主な相談内容】

- ・ お子さんの発達、生活習慣、学校生活、行動面の心配事の相談
- ・ 育児の悩み、不安、ストレス等の心配事の相談
- ・ 親子関係、経済的問題など家庭の問題に関する相談
- ・ 恋人、交際相手、配偶者等からの暴力の相談
- ・ 母子、父子、寡婦などの貸付金の相談

【お子さんの発達に関する相談の流れ】

- ・ 保育園、学校等からの依頼により、訪問の日程を調整します。
- ・ ご相談いただいた保育園、学校等から、そのお子さんに関する事前資料をいただきます。（任意様式。簡単なもので可。）
- ・ 保育園、学校等を訪問して、そのお子さんの行動観察を行います。
- ・ 行動観察の結果を踏まえ、先生方と家庭相談員で支援の手立てについて検討・助言等を行います。

【どんな時に相談すると良い…？】

- ・ 「落ち着きがない」「こだわりが強い」「集団行動が苦手」「家庭的な問題を抱えている」等、発達面、行動面、社会性などに心配があるとき。
- ・ 先生方がお子さんの対応に苦慮しているとき。

【問い合わせ先】

会津若松市役所こども家庭課 家庭児童相談室

（所在地）会津若松市栄町5-17 会津若松市役所栄町第二庁舎

（電話）0242-32-4470

（相談受付）月～金曜日 8:30～17:15

2. 会津若松市教育相談室(会津若松市教育委員会 学校教育課内)

“専門の相談員が、保護者及び保育所・認定こども園、小中学校などの教職員を対象に、お子さんの教育相談にあたります。”

【主な相談内容】

電話による相談、直接来所による相談に応じます。

- ・ いじめや不登校の相談
- ・ 友達関係や学校生活についての相談
- ・ 情緒不安の子の相談
- ・ 非行や集団不適應の子の相談
- ・ その他教育に関する様々な相談

【どんな時に相談すると良い…？】

- ・ (年中児、年長児などで) 就学に向けて、心配なことがあるとき。
- ・ 情緒不安定な子など、うまく学校生活等を送ることができていないとき。
- ・ 発達面や行動面、社会性などに課題があるとき。

【問い合わせ先】

- ・ 会津若松市教育委員会 学校教育課 教育相談室

(所在地) 会津若松市追手町2-41 会津若松市役所追手町第二庁舎

(電話) 0242-32-4441

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:15

会津支援学校、聴覚支援学校会津校、会津支援学校竹田校には、「地域支援センター」が設置されております。保育所や認定こども園、小中高等学校での生活や学習場面でのかわり方に関して、保護者や先生方の相談に対して、障がいの種別ごとに対応しています。

3. 地域支援センターあいづ(会津支援学校内)

“発達や行動、学習場面での関わり方に関するさまざまな相談に応じます。”

【主な相談内容】

(1) 保育園や学校の先生方の悩みについて

「教育相談」…保育園や認定こども園での生活、小中高等学校での学校生活や学習場面でのかわり方に関して訪問して相談に応じています。

「研修の支援」…保育園や認定こども園、学校等で行う園内・校内研修への協力を行っています。

「高等学校への支援」…発達障害等のある生徒の在籍する高等学校に対し、関係機関との連携方法や具体的な支援のあり方、進路に関する相談に応じます。

(2)保護者の悩みについて

「あそびの教室」…発達に不安のある0歳から小学校入学前の乳幼児を対象に集団遊びの場を提供し、相談にも応じています。

「来校・電話相談」…園や学校、家庭生活の中でのお子さんの育ちに関する心配や不安に対して、相談に応じます。

【どんな時に相談すると良い…？】

- ・園や学校で幼児・児童・生徒への関わり方に悩んでいるとき。
- ・障がいのある子どもへの関わり方について研修を行いたいとき。
- ・保護者が「発達に課題があるのかな？」と悩んでいるとき。

【問い合わせ先】

地域支援センターあいづ（会津支援学校内）

（所在地）会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 102 会津支援学校

（電話）0242-32-2242

080-7538-3697（地域支援センターあいづ直通）

（相談受付）月～金曜日 9：00～16：00

4. 地域支援センターみみらんど會津（聴覚支援学校会津校内）

“「きこえ」や「ことば」についてのさまざまな相談に応じます。”

【主な相談内容】

「教育相談」…きこえやことばに心配のある0歳児からの相談に応じます。お子さんだけでなく、ご家族や担当の先生方も支援します。

「研修の支援」…保育園、認定子ども園、学校等への情報提供や難聴理解授業を行います。（例）補聴器の管理、教室環境の整備、難聴疑似体験、研修の講師等

「公開学習会」…「きこえ」や「ことば」について一緒に学べる学習会を開催しています。

【どんな時に相談すると良い…？】

- ・「きこえ」や「ことば」の発達が心配なこどもがいるとき。
- ・通学、通園している児童に難聴児がいるが、どのように配慮すればよいのかわからないとき。

【問い合わせ先】

地域支援センターみみらんど會津（聴覚支援学校会津校内）

（所在地）会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 102 聴覚支援学校会津校

（電話）0242-22-1286

（相談受付）月～金曜日 9：00～16：00

5.地域支援センターあいづっこ(会津支援学校竹田校内)

“病気療養中のお子さんの学習や生活、療育などに関する様々な御相談に応じます。”

【主な相談内容】

「教育相談・就学相談」

病気や障がいによる困り感を抱えているお子さんやご家族、担当の先生方の御相談に応じたり、お子さんに合った学びの場について一緒に考えたりします。教育相談は、来校や電話、メール、オンラインなど、お好きな方法で御相談いただけます。

○あいづっこ相談（対象：幼児～高校生）

…竹田総合病院と連携し、お子さんの悩みに関する相談会を行っています。

「相談支援・研修支援」

保育園や認定こども園、学校等への情報提供や園内・校内研修のお手伝いをいたします。

「学習支援」

竹田総合病院に入院中のお子さん（対象：小・中学生）の自主学習の支援をいたします。

○遠隔授業支援（対象：小学生～高校生）

…病気療養中のお子さんとは在籍校との遠隔授業の接続の支援をいたします。

○ICT 機器の貸出し

…kubi や VR ゴーグルなど、授業の際に使用する ICT 機器の貸出しを行っています。

【どんな時に相談すると良い…？】

- ・入院による欠席が増え、学習の遅れが心配なとき
- ・特別な支援を要する児童生徒への支援や授業作りなどに悩んでいるとき
- ・個別の教育支援計画や指導計画の策定に悩んでいるとき

【問い合わせ先】

地域支援センターあいづっこ（会津支援学校竹田校内）

（所在地） 会津若松市山鹿町3-27 竹田総合病院内

（電話） 0242-28-0640

（相談受付）月～金曜日 9：00～16：00

6. 児童発達支援センターゆめみっこ

“発達障がいのあるお子さんに対し福祉サービスを提供するとともに、発達障がいのあるお子さんやその家族への相談支援や、発達障がいのあるお子さんを預かる保育所・こども園・学校・施設等への助言等を行います。”

【主な相談内容】

児童発達支援センターゆめみっこは、自閉症を中心とした発達障がい児・者とそのご家族に対し、次の相談支援と福祉サービスによる療育を行います。また、福島県発達障がい地域支援マネージャー事業を受託し会津地域の担当として、相談支援アドバイザーと連携して相談助言を行っています。

(1)先生・保護者への相談支援

「乳幼児に関する巡回相談会」

月に1～2回、相談員が市内の保育所、認定こども園等を巡回し、発達の気になるお子さんの支援方法に関し助言や相談等を行っています。お子さんを特定せずに、通園児全員を対象としながら行動観察を行い、その中で気になるお子さんについて先生に助言・相談等を行うことも可能ですので、ご相談ください。

「相談事業」

お子さんに関する相談だけではなく、保護者の悩みなど、ご家族に対しどのような支援が必要なのかを含め相談に応じます。そのうえで、専門的な相談が必要と判断された場合は、心理士や言語聴覚士との相談、面談等を行います。

(2)福祉サービス(市町村によるサービスの利用決定が必要です。)による支援

「児童発達支援」

未就学の障がいのあるお子さんに対し、必要な療育を行います。

「放課後等デイサービス」

就学後の障がいのあるお子さんに対し、必要な療育を行います。

「保育所等訪問支援」

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

「障害児相談支援」

児童発達支援センターゆめみっこには、「障害児相談支援事業所」の「てらす」(9ページ参照)が併設されています。

【どんな時に相談すると良い…?】

- ・発達障がい(疑いも含む。)のお子さんの支援について相談したいとき。

【問い合わせ先】

児童発達支援センターゆめみっこ

(所在地) 会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木7番地

(電話) 0242-33-8818

(相談受付) 月～金曜日、隔週土曜日 9:00～18:00

7. 会津通園訓練センターたんぽぽ園(児童発達支援センター)

【児童発達支援センター機能】

お子様やその家族、地域の方々、関係機関等から発達に関する相談、その他心配ごとなど、内容(コミュニケーションや行動面で気になること、保育園や学校で困っていること)に関わらず相談に応じ助言、繋ぎ対応を行います。

【福祉サービス(市町村によるサービスの利用決定が必要です。)による支援】

・「児童発達支援」

未就学の障がいのあるお子さんに対し、日常生活に必要な訓練や集団生活を送るための支援を行います。

・「放課後等デイサービス」

就学後の障がいのあるお子さんに対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

・「保育所等訪問支援事業」

保育所等に訪問し、障がいを持つお子さんが集団の中で楽しく生活できるように直接または、間接的に支援を行います。

・「タイムケア・日中一時支援」

見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
会津支援学校までの登校支援（早朝支援）を行います。

【どんな時に相談すると良いの…？】

「言葉が遅い」「落ち着かない」など成長、発達の心配や不安があり、どこに相談して良いのか分からないときなど内容に関わらずお気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

会津通園訓練センターたんぽぽ園（児童発達支援センター）

（所在地）〒965-0006 会津若松市一箕町鶴賀字下柳原 88-4

（相談受付）月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

（連絡先）☎0242-22-9305 fax0242-22-9306

✉tanpopo3089aws@ybb.ne.jp

2. 保健・医療に関する相談機関と、その役割

1. 市の健康増進課

“未就学の子どもの健康について、保健師・助産師が相談に応じます”

【主な相談内容】

保護者が子どもの発育や発達について正しい知識を持ち、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠期から産後のケア、乳児期から就学期までの子どもの健康に関する相談、訪問等を行います。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・妊娠や出産への心配や不安が強いとき。
- ・妊娠期から心身の問題があり、支援が必要な保護者がいるとき。
- ・子どもの発達、発育、病気が心配なとき。
- ・子どもの健康や生活習慣について保護者が悩んでいるとき。

【問い合わせ先】

会津若松市役所健康増進課

（所在地）会津若松市栄町5-17 会津若松市役所栄町第二庁舎

（電話）0242-39-1245

（相談受付）月～金曜日 8:30～17:15

2. 発達障がいに関する診療・診断を行うことができる医療機関

発達障がいに関する診療・診断を行うことができる医療機関は、会津若松市内では次の3つの病院となります。いずれの医療機関も、受診の際には予約が必要です。

■竹田総合病院 小児科

（所在地）会津若松市山鹿町3-27

（電話）0242-27-5511

■竹田総合病院 こころの医療センター

（所在地）会津若松市山鹿町3-27

（電話）0242-29-9812

■会津西病院 精神科

（所在地）会津若松市北会津町東小松2335

（電話）0242-56-2525

■福島県立医科大学会津医療センター 心身医療科

（所在地）会津若松市河東町谷沢前田21番地2

（電話）0242-75-2100

3. 福祉サービスの利用に関するその他、障がいについての相談機関

1. 障がい者総合相談窓口

“障がい全般に関わる相談支援を担っています。”

【主な相談内容】

- ・ 障がいに関する様々な相談に対応しています。どなたでも相談可能であり、生活や福祉サービス等の相談に応じ、関係機関や各団体と連携を図りながら、障がいのある方々の地域生活を支援しています。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・ 障がいがある在籍児童・生徒を、福祉機関とつないだ方が良いと思うがどうすればよいかわからないとき。
- ・ 児童、生徒に福祉サービスの利用を勧めたいが、どこに相談すればよいのかわからないとき。
- ・ 在籍児童・生徒の家族に障がいのある方がいるようだが、家庭での生活全体が心配なとき。

【問い合わせ先】

障がい者総合相談窓口（障がい者支援センターカムカム）

（所在地）会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88－4

（電話）0242－33－5622

（相談受付）月～金曜 9：00～17：30

2. 地域障がい相談窓口

“障がい全般に関わる相談支援を、より身近な地域で行っています。”

【主な相談内容】

- ・第1包括支援センターエリア、第2包括支援センターエリア、第3包括支援センターエリア、第5包括支援センターエリア、北会津包括支援センターエリアを対象に設置されており、障がいに関する様々な相談に対応しています。どなたでも相談可能であり、生活や福祉サービス等の相談に応じ、関係機関や各団体と連携を図りながら、障がいのある方々の地域生活を支援しています。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・障がいがある在籍児童・生徒を、福祉機関とつないだ方が良いと思うがどうすればよいかわからないとき。
- ・児童、生徒に福祉サービスの利用を勧めたいが、どこに相談すればよいのかわからないとき。
- ・在籍児童・生徒の家族に障がいのある方がいるようだが、家庭での生活全体が心配なとき。

【対象地域及び相談窓口の設置場所】

■第1包括支援センターエリア…行仁・鶴城・東山小学校区域

地域障がい相談窓口設置場所…障がい相談支援事業所 一花内

（所在地）白虎一丁目4番地の1 障がい相談支援事業所 一花内

（電話）0242－93－7781

（相談受付）月～金曜日 9：00～17：15

■第2包括支援センターエリア…謹教・城西・小金井小学校区域

地域障がい相談窓口設置場所…山鹿クリニック内

（所在地）会津若松市本町1－1 山鹿クリニック内

（電話）0242－29－0025

（相談受付）月～金曜日、第3土曜 8：20～17：00

■第3包括支援センターエリア…門田・城南・大戸小学校区域

地域障がい相談窓口設置場所…グループホーム希星内

(所在地) 会津若松市門田町大字日吉字笹籬田 19 グループホーム希星内

(電話) 0242-23-7488

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:30

■第5包括支援センターエリア…一箕・松長・湊小学校区域

地域障がい相談窓口設置場所…障がい福祉サービス事業所コパン・クラージュ内

(所在地) 会津若松市一箕町大字鶴賀字村東9-1 コパン・クラージュ内

(電話) 0242-37-0511

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:30

■北会津地域障がい者相談窓口…荒館、川南小学校区域

地域障がい者相談窓口設置場所…会津西病院メンタルケア内

(所在地) 会津若松市北会津東小松2335会津西病院メンタルケア棟1階内

(電話) 0242-56-2525

(相談受付) 月～金曜日 8:45～17:00

土曜日(第3除く) 8:45～12:30

4. 障がい福祉サービスの利用に関する相談機関

1. 障害児相談支援事業所

“障害児相談支援事業所は、障がい児福祉サービスにおけるケアマネージャーです。”

【障害児相談支援事業所の役割】

- ・ 障害児相談支援事業所は、障がい福祉サービスを利用しているお子さんを対象に、福祉サービス利用のプランを作成します。
- ・ 福祉サービスを利用しているお子さん一人ひとりに、障害児相談支援事業所の担当相談員がつき、必要に応じて学校や園などの関係機関と情報を共有し連携を深めるための会議を主催します。

- ◆ 令和 6 年 5 月 1 日現在で、会津若松市内には次の障害児相談支援事業所が設置されています。

障害児相談支援事業所名	所在地	電話番号
障がい者相談支援事業所アガッセ	一箕町大字鶴賀字下柳原 88-4	93-8828
障がい相談支援事業所コパン・クラージュ	一箕町大字鶴賀字村東 9-1	37-0511
相談支援事業所てらす	町北町大字上荒久田字鈴木 7	93-5378
相談支援事業所こむくらぶ	会津若松市大町一丁目 7 番 5 号	23-7432
障がい者サポートセンターあすか	会津若松市中央三丁目 1 - 5 メゾン山惣 4 0 3	23-8477
特定相談支援事業所ぴいたあぱんらふらふ	門田町大字一ノ堰字村西 686-18	85-8091
相談支援事業所りんどう	日新町 8-29	93-5395
相談支援事業所ただ	本町 1-1 山鹿クリニック 2 階	29-2577
ソーシャル・ウィズ TONBO	河東町広田字沢目 56	23-7260
相談サポートセンターファミリー会津	建福寺前 1-32 尾崎ビル 102	93-9123
障がい相談支援事業所一花	白虎町 176 番地の 6	85-7175

【どんな時に相談すると良い…？】

- ・通学、通園する児童が福祉サービスを利用しているが、利用先の福祉サービス事業所とどうやって連携を取ればいいのか分からないとき。
- ・通学、通園する児童が福祉サービスを利用しているが、その事業所が日々どのように子どもと向き合っているのか分からないとき。
- ・親御さんも交えて、園や学校、福祉サービス事業所と会議を開催したいとき。

【問い合わせ先】

- ・サービスを利用されているお子さんを担当している障がい児相談支援事業所に直接お問い合わせください。

2. 障がいや、発達に課題のある子どもが受けられる主なサービス

【児童発達支援】

主に障がいのある未就学児童を対象に、日常生活の基本動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

【放課後等デイサービス】

就学している障がいのある子どもを対象に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

【保育所等訪問支援】

保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設などに通う障がいのある子どもを対象に、サービス事業所の職員がこれらの施設を訪問し、集団生活への適応を目指して専門的な支援を行うサービスです。

※ 上記のサービス以外にも居宅介護（ヘルパーが自宅に訪問し、お子さんの入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービス）や短期入所（保護者が病気の場合などに、支援が必要なお子さんが施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービス）などのサービスがあります。

【問い合わせ先】

- ・それぞれの障がい児福祉サービス事業所か、市こども家庭課にお問い合わせください。

会津若松市こども家庭課 支援グループ

（所在地）会津若松市栄町5-17 会津若松市役所第二庁舎

（電話）0242-23-4545

（相談受付）月～金曜日 8:30～17:15

◆ 会津若松市内の障がい児福祉サービス事業所

事業所名	所在地	電話番号	実施しているサービス		
			児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
会津通園訓練センター たんぽぽ園	一箕町大字鶴賀 字下柳原 88-4	22-9305	○	○	○
児童発達支援センター ゆめみっこ	町北町大字 上荒久田字鈴木 7	33-8818	○	○	○
障がい福祉サービス事業所 コパン・クラージュ	一箕町大字鶴賀 字村東 9-1	37-0511	○	○	
総合発達支援プラザ ふらっぷ1号館	山鹿町4-10	29-0022	○	○	
総合発達支援プラザ ふらっぷ2号館	山鹿町4-10	27-5516	○		○
総合発達支援プラザ ふらっぷ3号館	山鹿町4-10	27-5517	○	○	

事業所名	所在地	電話番号	実施しているサービス		
			児童発達 支援	放課後等 デイ サービス	保育所等 訪問支援
多機能型事業所 はるか	門田町大字飯寺 字村西 984-5	36-7355	○	○	○
多機能型事業所 第2はるか	南花畑 2-7	93-7881	○	○	○
ファミリー・キッズ 会津若松	中町 4-33 平ちゃんビル 2 階	36-7650	○	○	
ファミリー・キッズ 会津若松 2	建福寺前 1-32 尾崎ビル 1 階	23-4401	○	○	
ファミリー・キッズ 会津若松 3	八角町 1-18 松本ビル 1-1 西	36-7134	○	○	
ファミリー・キッズ 会津若松 4	行仁町 2-36	93-7305	○	○	
マカセッセ	一箕町大字亀賀 字川西 39-4	32-9255		○	
ほっとハウスばうむ	材木町二丁目 6-3	23-8144		○	
えのん	北青木 4 - 6	77-4908	○	○	
スターフィッシュ	駅前町 8-26	85-7662		○	
わん・ステップ 米代教室	米代二丁目 1 -10 セレッソ米代 2-1 号室	93-5612	○	○	

5. 児童相談所

1. 福島県会津児童相談所

“児童相談所は、18 歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じ、子どもが健やかに育つように支援する機関です。”

【主な相談内容】

- ・虐待かな？と思ったとき…子どもの泣き声が頻繁に聞こえる、不自然な傷がある、衣類やからだが目くもれている 等
- ・子どもの養育のこと…保護者の病気や家庭の事情で、子どもの世話ができない 等
- ・子どもの発達のこと…言葉の発達やからだの発育が遅い 等
- ・障がいについての相談…療育手帳を申請するので判定してほしい 等
- ・子どもの非行…生活の乱れ、夜遊び、万引きなどがあって心配 等
- ・性格や行動のこと…落ち着きがない、乱暴、引っ込み思案 等
- ・不登校やいじめ…学校に行きたがらない、友達にいじめられている 等
- ・育児の悩み…しつけが上手くいかない、イライラしてつい子どもに手をあげてしまう 等

【どんな時に相談すると良い…？】

- ・虐待のおそれがあるとき。
- ・親子関係や養育環境など、家庭に問題がうかがわれるとき。
- ・児童や生徒の身体発達や知的発達面が心配なとき。
- ・通園、通学している児童の性格や行動面で気になることがあるとき。
- ・「落ち着きがない」「こだわりが強い」「集団活動が苦手」といった子どもに、どのように対応したら良いのか保護者も困っているとき。

【問い合わせ先】

福島県会津児童相談所

（所在地）会津若松市一箕町八幡門田 1－3

（電話）0242-23-1400

◆虐待のおそれがあるときは！

虐待のおそれがあるときは、躊躇なくこちらの相談機関へご連絡ください。

■福島県会津児童相談所 23-1400

■会津若松市役所こども家庭課 23-4545

■児童相談所全国共通ダイヤル ^{いちはやく}189 （3ケタをダイヤルするだけで、つながります。）

6. 福祉関係機関の方に知っていただきたい、教育分野の相談機関

1. 特別支援教育コーディネーター

“学校内の関係者や関係機関との連絡・調整と、保護者に対する学校の窓口の役割を担う先生です。”

【特別支援教育コーディネーターの役割】

特別支援教育コーディネーターが担う役割は、主に次の4点が挙げられます。

- (1) 校内の教員の相談窓口
- (2) 校内外の関係者との連絡調整
- (3) 地域の関係機関とのネットワークづくり
- (4) 保護者の相談窓口

【どんな時に相談すると良い…？】

・学校と連携を取りたいが、どのようにすれば良いのかわからないとき。

【問い合わせ先】

各学校の教頭までお問い合わせください。

2. スクールソーシャルワーカー

【スクールソーシャルワーカーの役割】

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒や保護者、教職員との面談等により、児童生徒の学校生活での変化をとらえ、児童生徒に関する情報を地域の関係機関から収集し、児童生徒自身や児童生徒の家庭環境等を理解したうえで、学校・家庭・関係機関が連携し活動できるように連絡、仲介、調整を行う役割を担っています。

- (1) 児童生徒への働きかけ
- (2) 保護者に対する支援、相談、情報提供
- (3) 学校内における生徒指導体制への支援
- (4) 関係機関とのネットワークの構築による解決に向けた連絡・調整
- (5) 教職員向けの研修・コンサルテーション

【どんな時に相談すると良い…？】

・学校と連携を図りながら、児童生徒や保護者への働きかけをしてほしいとき。

【問い合わせ先】

会津若松市教育委員会 学校教育課

(所在地) 会津若松市追手町2-41 会津若松市役所追手町第二庁舎

(電話) 0242-39-1303

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:15

3. スクールカウンセラー

【スクールカウンセラーの役割】

スクールカウンセラーは、各校に在籍する児童生徒が抱える問題に対し、学校ではカバーし難い次のような役割を担い、教育相談を円滑に進めるための仲立ち的な役割を担います。

- (1) 児童生徒に対する相談
- (2) 保護者や教職員に対する相談・助言
- (3) 校内会議（生徒指導委員会、生徒指導協議会等）への参加

(4) 相談者への心理的な見立てや対応

【どんな時に相談すると良い…？】

・学校と連携を図りながら、児童生徒や保護者の心理的な面で関わってほしいとき。

【問い合わせ先】

各学校の教頭までお問い合わせください。

※ スクールソーシャルワーカーは市の教育委員会に配置され、児童生徒の家庭環境等を把握し、関係機関の連携を調整し福祉的なアプローチ（社会資源の活用等）で支援していきます。

これに対し、スクールカウンセラーは各学校に配置（各学校を兼務する場合あり）され、児童生徒が抱える問題について、児童生徒本人や保護者に対して心理的なアプローチで支援していきます。

7. 子どものひきこもりに関する相談機関

1. 福島県ひきこもり支援センター

“県内全域をカバーし、ひきこもりの本人、家族に対する相談を行います”

【主な相談内容】

ひきこもり支援センターは、「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」として県が設置している相談窓口です。福島県内全域、全年齢を対象として、ひきこもりの本人や家族に対する相談の対応及び相談支援の総合的なコーディネートを行っています。相談員は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職や支援経験のある職員などがひきこもり支援コーディネーターとして対応しています。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・こどもが学校を卒業、中退したまま、ずっと家にいるようになったとき
- ・仕事を辞めて、1日中自分の部屋に閉じこもって過ごすようになったとき
- ・ひきこもりで悩んでいる家庭の相談にのりたいがどうしたらいいか困っているとき

【問い合わせ先】

福島県ひきこもり相談支援センター

（所在地）福島市郡山市神明町 16 番 8 号

（電話）024-955-6203

（開所日）火～土曜日 9：30～17：30

（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）

2. ユースプレイス(ひきこもり自立支援事業)

“ひきこもりからの最初の一步をサポートします”

【主な相談内容】

ユースプレイスは、ひきこもり当事者が安心して滞在し、じっくり時間をかけて自信をつけていける、そんな居場所づくりを目指しています。フリー活動スペースがあり、利用者はそこで自由に過ごすことができます。利用者同士や支援者との交流、ボランティア活動、スポーツ、ゲームなど様々な活動をともに考え、企画していきます。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・お子さんが、ひきこもりから自立に向けて一步を踏み出したいと思ったとき
- ・ひきこもりのお子さんに自宅以外で安心して過ごせる場所がほしいと思ったとき
- ・ひきこもりのお子さんに同じ悩みを持つ仲間たちに出会わせたいと思ったとき
- ・ひきこもりのお子さんに誰かと話をさせてあげたいと思ったとき

【問い合わせ先】

ユースプレイス in 会津

(所在地) 会津若松市大町2丁目1-11

(電話) 0242-37-0302 (月～金 10:30～15:30)

(開所日) 火、木、金曜日 13:00～15:30

3. ひきこもり家族教室

“家族が、ひきこもりのお子さんとのどのように関われば良いのか学ぶことができます”

【主な相談内容】

福島県では、ひきこもりに関する不安を抱えるご家族を対象に、それぞれの地域の保健福祉事務所に「ひきこもり家族教室」を行っています。ひきこもりとはどんなものなのか、ひきこもり当事者とのどのように関われば良いのかなどを学んだり、参加者や経験者との交流による情報交換を行っています。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・ひきこもりとはどのようなものか知りたいと思ったとき
- ・ひきこもりの家族とのどのように関われば良いのか知りたいと思ったとき
- ・ひきこもりのこどもを持つ参加者や経験者と交流したいと思ったとき

【問い合わせ先】

会津保健福祉事務所 保健福祉課

(所在地) 会津若松市城東町5番12号

(電話) 0242-29-5275

(開所日) 月～金曜日 8:30～17:15

8. 将来の就労に関する相談機関

1. ふろんていあ(障がい者就業・生活支援センター)

“会津全域をカバーし、障がいのある方の就職や生活面についてサポートします”

【主な相談内容】

在職中または就職を希望されている障がいのある方が抱える課題に、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、ふろんていあの就業支援担当者と生活支援担当者が就業面及び生活面の一体支援を行います。

- ・ 就職に関する情報提供
- ・ 就職に向けた助言
- ・ 就職後の定着に向けた助言 等

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・ 障がいのある生徒の就労について知りたいとき。
- ・ 障がいのある生徒の卒業後の就労がうまくいかないとき。
- ・ 職場での悩んでいることがあったとき、分からないことがあったとき。

【問い合わせ先】

障がい者就業・生活支援センターふろんていあ

(所在地) 会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂 86-1

(電話) 0242-85-6592

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:30

2. ハローワーク

“求職から就職後のアフターケアまで一貫した支援を行います。”

【主な相談内容】

ハローワークでは、障がいのある方のために、専門の職員、相談員を配置しています。相談を行いながら、求職から就職後のアフターケア、また、就業に対する助言などを行っています。ハローワークが主催し、障がいのある方の就職面接会も開催しており、多くの企業を訪問しながら、新たな障がい者雇用の開拓を行っています。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・ 障がいのある生徒に向けた求人が知りたいとき
- ・ 子どもにあった就労先を一緒に探してほしいとき
- ・ 履歴書の書き方や面接の方法、就労のノウハウを知りたいとき

【問い合わせ先】

ハローワーク会津若松

(所在地) 会津若松市西栄町2-23

(電話) 0242-26-3333

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:00

3. テクノアカデミー会津(障がい者委託訓練)

“障がいのある方の就労に必要な知識や技能を身に付ける訓練を行います”

【主な相談内容】

障がいのある方に、企業や事業所内において、就労に必要な知識や技能を身に付ける職業訓練を受けてもらい、就職を目指す制度です。希望する仕事の実践的な能力を身に付けることもできます。また、希望する仕事の体験をすることができます。受講料は無料です。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・就労に繋がらなかった障がいのある卒業生に、必要な知識や技能を実践的に身に付けさせたいとき。
- ・障がいのある卒業生に、希望する仕事を体験してもらいながら、自分の適性を確認してほしいとき。

【問い合わせ先】

テクノアカデミー会津

(所在地) 喜多方市塩川町御殿場4丁目16番地

(電話) 0241-27-3221

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:00

4. 会津地域若者サポートステーション

“働くことについて悩みを抱える若者の就労を支援します”

【主な相談内容】

会津地域サポートステーションは、働くことに対して悩みや課題を抱えている若者をサポートする厚生労働省委託の就労総合相談窓口です。個別的、継続的に地域のネットワークを活用しながら職業的自立を支援します。保護者の方のご相談も可能です。

【どんなときに相談すると良い…？】

- ・求人に応募しているが、なかなかうまくいかないとき
- ・働いた経験がないので、不安なとき
- ・仕事選びで悩んでいるとき
- ・就職するためのマナーやスキルを学びたいとき
- ・学校卒業後、すぐに仕事を辞めてしまったとき
- ・高校を中退することになったとき

【問い合わせ先】

会津地域若者サポートステーション

(所在地) 会津若松市大町2丁目1-11

(電話) 0242-32-0011

(開所日) 月～土曜日 9:00～18:00

木曜日 9:00～19:00

9. 就労に関する障がい福祉サービス

1. 就労に関して受けることができる主なサービス

障がいのある方が、就労に関して受けることができるサービスがあります。相談の窓口は、障がい者支援課になります。

【就労移行支援】

会社等への就職を希望しており、知識・能力を向上するため、企業や事業所内における作業や実習等を通じ、適性に合った職場を探し、就労につなげていくサービスです。

(具体的な利用者のイメージ)

- ・職業体験を行い、適性に合った就労先を探したい人。
- ・就職のために就労に必要な知識・能力を身に付けて会社等に就労をしたいと思っている人。
- ・就職していたが、職場が合わずに離職した。再度、訓練を受けて適性に合った就労先で働きたいと思っている人。

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て、会社等に就労した障がいのある方について、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために会社・自宅への訪問等により必要な連絡調整や助言等の支援を行うサービスです。

(具体的な利用者のイメージ)

- ・仕事を始めて、まだ慣れておらず、体調が悪くなるときがある。会社と自宅を訪問して連絡調整や相談が必要と感じている人。
- ・本人に合った職場環境を醸成することにより、不安にならず、より安心・安全に仕事をすることができると感じている人。

【就労継続支援A型】

会社等に就労することが難しい方が、継続的に就労することが可能な場合、雇用契約に基づき、最低賃金以上の給料を得ながら、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や技能を身に付けるための支援を行うサービスです。

(具体的な利用者のイメージ)

- ・就労移行支援を利用して、就職活動を目指していたが、すぐに就職することは難しく、就労に必要な知識・技術を身に付けたい人。
- ・特別支援学校に在学しており、会社等への就職は難しいが、必要な支援を受けながら継続的に働きたい人。

【就労継続支援B型】

・就労移行支援を利用によっても就労することが難しい方が、最低賃金の基準によらず、工賃を得ながら、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や技能を身に付けるための支援を行うサービスです。

(具体的な利用者のイメージ)

- ・就労継続A型事業所のように、継続的に働くことは難しいが、自分のペースで働きたい人。
- ・特別支援学校に在学しており、現在は会社等への就職、就労継続A型事業所での就労は難しいが、将来に向けて必要な知識・技術を身に付けていきたい人。

【問い合わせ先】

- ・上記の障がい福祉サービス事業所については、市のHPに記載されております。

会津若松市障がい者支援課

(所在地) 会津若松市栄町5-17 会津若松市役所栄町第二庁舎

(電話) 0242-39-4244

(相談受付) 月～金曜日 8:30～17:15

会津若松市地域自立支援協議会 療育部会
(事務局) 会津若松市役所こども家庭課

電話 0242-23-4545

FAX 0242-39-1434